

只今之處に於大概明後廿八日之 思食に候得共自然雨天に御坐候得は日送り之先御都合に御坐候未御發表は無之

先以御壯剛大賀此事に御坐候さては御日還に於浪華鎮臺へ

行幸病院之大様御 事に付御内舎に於御配意是願候元來不意に 行幸之

覽被爲游尙在臺兵丈け之訓練も御 思食候

覽被爲游候段被仰出候に付此趣鎮臺長官代に御内通置可被下候天氣之御

都合も御坐候に付

行幸之當日早朝歟又は前夜歟に電信を以長官へは相通じ可申候先は爲其

草々頓首

三月廿六日

尙々當時鎮臺之長官代は何某に候哉姓名承知不致候間電信に於長官之

姓名丈け御報知御願申候以上

孝 允

小彌 太様

御直急

(小彌太は 鳥尾小彌 大)

八五 笠原昌吉宛書翰

明治十年三月廿八日

(杉は杉孫 七郎) (從三位公 徳は毛利元)

一昨日は態々御光來奉謝候さて其節御内話申候一條等定而杉よりも御承知有之候事と存申候種々之説入耳候上從三位公をも兎角と申上候様之工合も有之聞苦しき内情御尋仕候次第に付何も御内舎に於得と御熟考被下其上尙御案じも御座候は、承知可仕候弟も脇より口を出し候は生得不相好内外情實之異なり候事も可有之と存候へ共前段之次第に付内情難默止申試候間左御合置可被下候今少しはくつろき候方と申候は衆説に付先日も御嘶し申候へ共是又御考之上得失承り可申候其までは御内々得と御考案被下候亦又々御目に懸り候節否承り可申候草々頓首

三月廿八日

木 戸

竹立 老兄

御内々

(竹立は笠 原昌吉)

八六 山尾庸三宛書翰

明治十年三月廿八日

亂筆御推覽可被下候

爾後御清適大賀々々弟も且々奉務罷在候間御放意奉願候何分にも此度之
一條長引候は其損害不容易と晝夜焦思仕居申候六七分之處には至り候
得共決末迄は随分手間取申候事と被相察申候福岡久留米にも少々ごた々
々騒立候由迅速討壓不仕は方々やじ馬之響應可有之と想像仕候

(川邊は川
邊元定)

留守中は不容易御世話を蒙り候由實に難有奉存候川邊之處も十分御叱正
御願仕候留守中も皆々信用出來兼候もの計りに又如惣兵衛は御承知之
通病根只酒實に如何とも難仕候廢酒不致已上は決る引當には相成不申候
に付自然此餘御不安心之御考も御坐候は誰にもよろしく御坐候間中
年已上之もの御見出し奉願候實に御多務之中へ色々御面倒之儀申出恐縮
之至に御坐候

先は御願迄申上候其中時下別る御自愛第一に奉存候草々頓首

三月廿八日夜

孝 允

(庸三は山
尾庸三)

庸三 老兄

御内密

於浪華認

八七 岩倉具視宛書翰

明治十年三月廿八日

亂筆高恕奉仰候長引候内には少々之騒動は相生し可申然し御安慮奉
謹呈先以

祈候彼も必死ゆへ少々は今日之形には長引可申然し城へは片時も
御清榮奉賀上候一八代口も未確報承知不仕山田少將より今日書狀到來背
速に通じ不申は不相成と奉存候拜白

(山田は山
田顯義)

後へ廻り兵は最早のこしものにて随分不足之よしに御坐候得共精々盡力

仕候趣は申越候此八代口日向口より疵傷之もの薩摩へ歸り入募兵募金候由に

勅使之諭達も十分貫徹不仕趣筑波艦長崎へ歸り相語り候由長引候は實に其損害不容易國家之不幸無此上と夜白焦思仕候へ共決末までには今少しは日數も相かゝり可申已に今日福岡士族久留米士族も暴舉に及び候趣電報有之申候元より迅急討壓申迄も無御坐事と奉存候得共長引候中には少々之響應決る油斷不相成又其度ことに國家之損害不少士族どもの怨望思ひ遣られ申候今後は政府上にも訖度大反省無御坐るは三十年之後必天下之一大事を生し候と想像仕候其節は一薩摩位之事に於ては決る有之間敷と婆心之杞憂難默止申上置候先は爲其恐々頓首再拜

三月廿八日夜大坂旅寓認

尙々今日凡官中も六分之處には進み居申候乍去賊も植木を抜かれ候も今日までは城との通路を開かせざるは實に強敵に御坐候今後は日向

之方へ漸々引退可仕歟盡滅までは多少之日月相かゝり可申候一般之不幸を回顧仕見候へは不堪心事に奉存候拜白

孝 允

(對山は岩倉具視)

對山 公

御親展

八八 杉孫七郎宛書翰

明治十年三月廿九日

御手帑一々相届拜見仕候さては今日より出御之上戰地に關係候事は逐一被開食候由實に重疊之御事と難有奉存候
○桂一條色々御面倒甚御氣毒に奉存候實に此際一家事に預長談候は困却は不及申田翁とは乍申不遠慮千萬どふぞ兩家申合せ可然取計らせ度事と存申候華族に於すら身代限りも御坐候通士族に於千餘之借財有之候上は身代限り之外いたし方無御坐孔明出るとも明分別は有之間敷と愚考仕

(桂は桂雅樂)

候

○例之一條は頓に御嚴肅之由實に甚敷は不宜候弟も不日上京に付何も御直に大評議可仕候鎮臺兵も逐々着營いたし申候福岡之事も元より格別は無御坐候得共長引候中には種々之氣取いたし候もの出來大に人氣を損し候に付何分にも迅速に目的成就いたし度と而已希望仕候何分敵も意外強物木留之壘におゐて今日電報之趣は官軍も例之一先引揚一般之口氣に付如何と案し居申候
先は御答まで草々頓首

三月廿九日夜

孝 允

(立墩は杉孫七郎)

立墩大先生

御内答

八九 伊藤博文宛書翰

明治十年三月三十日

亂筆御推讀不煩貴答候只々御配意御願申候以上

(山縣は山縣有朋)

瀛車中にて情愚考候に自然今十餘日も鎮臺へ連絡不相通ときは一至難之覺悟無之は元より不相成と存申候初發神風連之暴舉に兵隊怯怖心を生じまた士族之方向不相分に付只管前途之事而已掛念に付鎮臺へ多數之兵隊増加之事山縣へ論し見候處當時また陸軍之定規に容易差出し候事かたく是今日無用之贅言也然るに薩之獨り甘して自由を恣にし大に朝廷之公正を亂り天下之平均を誤り候は從來慨歎之至に二年前よりも屢相願置候通必彼れ決りいか様 朝廷特別之殊遇有之候とも
天恩に感戴候事萬々無之他日必然一艱難を釀成可致に付於此時は幾分歎御奉公仕たとへ薩彈に觸るゝとも遺憾無之と心事も申出置候末を以今二月來再三再四歎願候得共兎角閉塞是亦今更喋々は直に無用也乍去此大害は小生從來之一腦病に付前事を不申出は將來之事も不被相願實に此兵

(總督宮は有栖川宮)

火沈滅も中々容易にあらず人民之塗炭不堪想像候且總督宮も九州一圓民事之事にも自ら御關係有之候御都合に付小生も總督宮配下に屬し候而救恤之事民事之事一分に而も關涉候而相應之心思を盡し候得は本懷無此上京攝間に空敷往來候とも今日こそと申ほどの御用も無之どふぞ御勘考被下可然御盡力御願申候大先生へ御一説御依頼仕候爲其草々頓首

(大は久保利通)

三月三十日晚

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様

内密御直披

九〇 伊藤博文宛書翰

明治十年三月三十一日

亂筆御推覽可被下候此度之事は實に明治

天皇中興之御大關係候處長引候と人々不知々々倦怠之餘種々之考を出

し候ものと相見へ申候白骨勝負と申事は一般には分り兼申候御地は如何京都是今日意外之大雨に而御坐候
一 戦地之景況も別而京都へは委敷不相分長引候處より倦怠之餘種々之流言も不少隨而隱然

(條公は三條實美)

(卿輔は宮内卿徳大寺實則同大輔は萬里小路博房)

御煩慮被爲游候邊も御坐候由に奉窺候依而條公より御申上に相成今日よりは日々御學問處に出御を奉願戦地之事は不及申大體之景況等も卿輔とも御晰申上候都合に相計候處昨夜來之電報に而稍眉皺を解き候形情有之申候是も後撃と又田原前軍之不撓處と被相察申候長引候處より段々士族中出張歎願論は三四縣も醸し居候處有之候様承知いたし申候一藩は已に申出候ものも御坐候

此頃世間之笑話に政府之報告とかけて角力ととく負けは云はぬ此種類之事なと澤山御坐候由何分にも一目途見せ付不申而は不相叶候

一 過日鳥尾より之話に近日士官一人戦地之實際爲報知上坂云々との事

(鳥尾は鳥尾小彌太)

木戸孝元文書卷十八 (明治十年三月)

三百七十九

御坐候處自然昨今上坂に候へは大坂に御用相濟次第直に上京委細奏問候へは大に都合よろしく何分之義電報を以御答可被下候此ヶ條丈けによろしく御坐候左様候へは小生も明日は見合せ候可相待可申候且明日は一向宗之於鹿兒島捕縛され候連中彼地出立まで之時情承知吳候様申出候に付承り候都合に御坐候先は爲其草々頓首

三月三十一日則去月

今日開戦日也

孝允

博文様

内々御直披

士官上坂之事不相分候は、はからぬと申事御一電信可被下候

(博文は伊藤博文)

九一 伊藤博文宛書翰

明治十年四月三日

極密は先御見合ならば今一報まで其に可然士族論も元來極々不相好事なり只今之處なら程克打きられ候故斷然手を不出候方可然歟と考付申候實に料理工合甚六つヶ敷萬一も却る欺き候様に響き候ときは我より疵をもとめ候譯に實に無益之至と存申候付は別段用向も無御坐候間今日は上京見合可申候其中には何と相分り可申候京都へは一書相投し可申候先は爲其草々頓首

四月三日

木戸

伊藤様

内密

(伊藤は伊藤博文)

九二 伊藤博文宛書翰

明治十年四月三日

亂筆御推覽可被下候

木戸孝允文書卷十八 (明治十年四月)

三百八十一

小生之今日杞憂といたし候ものは自然憂喜之變化迅速なる一點と相考へ申候過日來申出候事は斷然不吉之點に向ひ畫策有之度希望候處に少々早まり候事も可有之歟と相考へ候得共時機を失し候上は決る不如意は當然之事に付此儘に而押切り候御目的に付而は數縣之處は打切り候方可然無左而は昨日來之行がゝりも有之半途に長引候事六つヶ敷依而空敷思ひ入に而待合させ候事今日も御不都合に候間何と歟電報に而返事いたさず而は不相叶依而過刻打切之事を御乞合申候處其御返事無御坐候間今一應御尋申候間大翁被仰談御一答御願仕候故に昨日も再應申出置候通に而もしも右等之もの關係有之無用之時に際し候而は實に々々尙更小生も一身差谷候事と已に大掛念いたし候事に御坐候草々頓首

四月三日

木戸

(伊藤は伊藤博文)

伊藤様

内密御直

九三 大久保利通・伊藤博文宛書翰

明治十年四月三日

御親征一條は本文之積りに而下地粗上達仕候様奏問可仕候に付自然別に御見込も御坐候は、早々被仰越可被下候

熊本之落去如何も十日内外に有之候事に付自然も其後

御親征被仰出候も如何被相考候に付凡此後彼地之形情を察し尙如今日有様に候得は其前斷然

御親征被仰出御用意次第馬關へ

御親發可然奉存候

(條公は三條實美)

長州先近衛隊之召募云々及壯兵之事いづれも條公へ上申書記官へ申付夫々表面之順序相運はせ申候然處土州先近衛隊之分も引つゝき長州同様召募有之度左候方現に我に利益有之候事に而萬端御都合と奉存候北村重兵

(北村は北村重頼カ)

木戸孝元文書卷十八 (明治十年四月)

三百八十三

(谷は谷干城)
(山地は山地元治)

衛の其事被申付候へは決不都合は有之間敷同人は方向尤確乎谷少將山地中佐等と同盟のものに御坐候先は爲其草々頓首

四月四日

孝 允

(大久保は大久保利通)
(伊藤は伊藤博文)

大久保參議殿

伊藤參議殿

九四 岩倉具視宛書翰

明治十年四月四日

亂筆御推讀奉仰候敬白

去月廿九日之尊書奉讀候先以御壯榮被爲渡大賀之至奉存候

一容喙云々色々御配神被爲在候段御示委曲奉恐察候決毫も此際かゝる御配神は御無用と奉存候孝元も發言候は不被行又々發言候も不被行再三再四に無御座實に時々不堪遺憾候事も不少候得共今日は安危之

際何も擲却仕候而聊平生之微志丈け必至盡力仕候萩の事也薩摩の事也其起る元因は士族之處分十之九に有之申候此事も平生百端建言仕候へ共徹上不仕士族たるもの朝廷を怨望は不待言候得共難有も於今日は天皇陛下之御威徳未墜地士族とも今日ならば且々方向も被相定候に付意見少々申陳候得共小田原評定に不被行已に先日申上候時とは目的も自ら相違ひ居候事に付如別紙七八日前申出置候次第何分今日之事は惡點に向ひ目的を替候事實に肝要と過日來只管氣をもみ申候熊本鎮臺も此十日前後然るときは此一段落に天下之氣勢に關係候事は不少と奉存候

一賊も實に想像外に強く必竟野蠻心之未變化處より如此歟と愚考仕候實になびき候なと、申事は強て無之又一壘を抜き候とも其勢を以て壓拂候等之事甚難く元來他縣と流儀も人情もことなり申候一つ宛荆棘を芟除不致は中々不折合氣味御座候それとも其頭立候もの斃れ候は、斯

る事も有之間敷と愚考仕候へ共只今之處に容易に弱き音を出し候と却る賊勢は盛に相成可申候十分押付候處に容易に寛容之言も徹底可仕と奉存候

一 此後之一機に或は乍恐御苦勞を奉仰願候外有之間敷過日少々其論も御座候得共其節は些早過ぎ候敷に愚考仕候尤於今日は三五日に目的不相立時は爲蒼生奉仰願候外有之間敷實に熊本萬一にも落去之後に不宣敷に奉存候

一 此度初發一周餘日之時機を失し候時より實々始終大苦戰今日迄四十餘日之戰爭に或は纔に三四里之進軍兵士之死傷五千有餘無理而已を押切申候熊本連絡候とも決る容易に賊も鎮滅と申處には至り申間敷我よりも今日迄之如き戰爭をいたし候は所詮相つゝき不申候に付いづれ之道少しは緩く進撃之外いたし方有之間敷と奉存候然る時は不得長引々々候時は又其間に種々之艱難は出来可仕候今日に或も土州因州内外世間

士族而已ならず人々之氣受は薩之捷報を自然よろこび候色有之恰も長州征伐之時の如しと云ふ田舎は左も可有之敷と奉存候是等は元來御一新之事業幾分敷艱難をなめ候ものも御座候得共先つしな玉の如き手際にて成就候故其後行政上之事業何もしな玉を真似し人之生活なども如塵芥相心得只々筆先きに或數千萬之生活上より慣習等も容易に輕々に破却候弊を推想仕候へは中々是位之艱難沸騰は當然之事と愚考仕候是等之處は孝元も平生慨嘆仕候處に或また此有様を目撃候は血涙之外無御座候

一 御自病之御拘摯時々御難澁被爲成候之御様子何卒御大事に御自愛奉萬禱候御地は如何に候哉京攝も甚不順に或孝元も當年はリヨウマチスに或意外に難澁仕候乍去且々日勤仕候に付乍憚御放慮奉仰候

一 戦地人民之疾苦は毎々申上且不一形御配慮も被爲在候由頃日福地源一郎も現状目撃候而歸京仕候爲戦焼立られ候ものへは假小屋にて迅速

建造し候へは安堵も仕且難有かり可申と申居候實に目も當られぬ有様のよしに御座候先年臺灣にて斃れ候人夫共のもの、御手當昨晚相下り候由如此事にては中々貫徹不仕と申居候肥後邊之處も一片付次第早々は著手有之度奉存候此戦争近邊之小民は其に反し浮もふけ仕候もの不少候是等は戦争中には十分相應之財産をこしらへ可申と奉存候人民之幸不幸妙なものに御座候

一 彌不祥之點に至り候は、元より大覺悟無御座は不相濟然し是は天にて御座候間必々御切迫無之様奉願候七ころび八起と歎申候事も御座候處未た一ころびも不仕前故たとへいかなる艱難御座候とも頓と可驚事は無御座と奉存候

一 近況尙中島信行より御聽取奉願上候

先は右奉呈仕度恐々頓首九拜

四月四日

二 陳兼々奉願候通此際に自然斃るゝ能わすして無事に歸り候折は平生之宿願御採用奉願上候吳々も仰願仕候處に御座候拜白

孝 允

(對岳は岩倉具視)

對岳公閣下

密呈

九五 大久保利通伊藤博文宛書翰

明治十年四月四日

人民之不幸も實に難圖と奉存候依は因州人出兵之事は不被聞届候先四五百名巡查御用ひ有之候は如何左候は、必締り方相着き又他日萬一も不吉之點に至り候へは其中には壯兵なり何なりいか様とも我規則に入れば役可相成と奉存候箇様被仰付候時は河田は警視廳御用掛りに被仰付候は、別都合と奉存候其中壯兵へ振り向けられ候ものは精々其方にいたし度何分之義早々御決答御願申候鹿兒島之巡查にも東京と國

(河田は河田景典)

と地を異にいたし自ら官賊之分れをなし候様之氣味も有之申候 巡查に被仰付候へは東京巡查被仰付西京出張之都合に相成居候は、重疊と奉存候一 西京巡查には奥羽其外戦争に出候ものも段々有之申候此ものどもは壯兵へ加入いたさせ度其足しには人は有之可申候先は爲其草々頓首

四月四日夜半

因州人巡查論も只今之處に有は只孝元之見込丈けに有未彼方へ相論し候義に有は無御坐御内決承知いたし候へは十分に相論じ見度と存申候其故上書も有之候へとも右御内決否承知仕候上御廻し可仕候頓首

孝 允

(利通は大)

久保利通)

(博文は伊)

藤博文)

參議利通殿

參議博文殿

九六 檳村正直宛書翰

明治十年四月六日

(條公は三)

條實美)

日々御妨申候上屢御足勞を煩し御氣の毒奉存候さては三浦安より如別昏申越候處明日は早々下坂いたし候心得に罷在相斷度と存居候折柄只今條公より早朝參朝之儀申來りいづれにいたし候も明朝之處面會難出來自然乍御面倒老兄御承知被下候有相濟候儀に御座候得は無此上是非とも弟面會之都合可然候は、退朝懸け暫時尊宅拜借仕度何分之儀明朝までに乍御手数數御一答御願仕候草々頓首

四月六日

尙々肥後人に有別昏人名之もの屢尋來其あとを目明如きもの尋候と申事御座御承知に御坐候哉是も任序御尋仕置申候以上

孝 允

(龍山は横)

村正直)

龍山老兄

木戸孝元文書卷十八 (明治十年四月)

御内々

九七 長三洲宛書翰

明治十年四月六日

過刻は御妨仕候其節御内談申置候一條は宮内中にも一人も承知候もの無御座候に付元より御疎は無之事に御座候得ども尙御含迄に申入置候間吳々御内密に御頼仕候

印材は早々御刻玉わり萬謝難盡長く愛翫仕候草々頓首

四月六日

孝 允

三洲は長

三洲 老兄

御内々

九八 長三洲宛書翰

明治十年四月七日

横村は横
村正直

町田は町
田久成

杉は杉孫
七郎

今日は横村宅に御待被下候由實は町田へ御同行之様御尊有之候に付横村玄關に少時御待申候處一向御様子不相分に付御延引歟と相考弟は直に町田相尋候處折柄不在故歸途一屋へ立寄四字頃歸宿候處杉より得一書甚以不都合千萬御氣の毒に奉存候杉も今日は當番之様承知いたし居候間何も不氣付千萬に御座候不日拜青御斷可仕候草々頓首

四月七日夜

松 菊

三洲は長
三茂

三洲 老兄

御内々

九九 伊藤博文宛書翰

明治十年四月八日

亂筆御推覽可被下候遷延候内には百姓一揆ばかりに亦も良民之疾苦不容易七八日後之景況に亦は上下揚げ躰卷論に無之亦容易にはかど

木戸孝元文書卷十八 (明治十年四月)

三百九十三

り候事萬々六つヶ敷と奉存候

爾後御清安大賀々々

(條公は三條實美)

一 十萬石以上之舊知事に在京之ものへ條公より昨日壯兵之事に付御口達相濟大抵方向よろしく一二情實有之候分は已に御承知之部に御坐候

元福山藩なども大奮發いたし居候由都合によりては同敷壯兵へ加入爲致ものに御坐候

一 今後之形勢に御斷然論云々も漸願ひをろし置申候尤是にも少々は御内情有之申候

(山中靜逸は山中歌)

一 不祥之一方に向ひ覺悟候とは乍申兎角寢食之間連絡之捷報而已相待候心底自然と切迫其後何事も相分り不申哉今朝は下坂可致と相心得候處一友人に被誘候に付今より山中靜逸之對嵐山房へ鳥渡罷越夜迄之瀛車に下坂可致と奉存候其中連絡之報ども相聞へ居候は御一報御願申候

草々頓首

四月八日

尙々不祥之報ならば尙更速に御報御願仕候七八日間に天下氣色も小一變何と歎可致候以上

孝 允

(芳梅は伊藤博文)

芳 梅 様

御内々

一〇〇 六戸璣宛書翰

明治十年四月九日

亂筆高恕于時昨年四月

臨幸之時之碑文御願申上置候處彼是一年に相成申候間何卒御閑暇之節御執筆御願仕候庭中之高山に御四方を
窺覽被爲游候事なと成ひ出し實に日月如流覺へ申候

木戸孝元文書卷十八 (明治十年四月)

三百九十五

爾後先以御清適奉賀候弟も且々無事消日仕候間御放慮是願候

一 九州之一條も今以目的不相定長引候中には種々之混雜も醸成し良民之疾苦は不及申全國之損失不容易と夜白苦思頻に速に平定之處希望いたし候得其實に彼も必死に野蠻之強不知有他路眞に一定迄は随分時日相かへり候事と愚考仕候於我も最初より其目的に中候譯にも無之於今日は不祥之一方に向ひ覺悟有之候事則今之急務と十三四日前より切に申立候得ども中々不如意長引候中には頑民蜂起地方之迷惑不容易隨而人民之不幸無此上と杞憂之至に御坐候鎮臺へも今數里にして甚難く此十日も過るときは孤守候事も甚無覺束相考へ申候萬一も落去候ときは彼雖不能據大に天下之勢氣に關係候事不少付るは愚按には只管至難之點に向ひ候る用意候事實に肝要と相考へ申候其上に成敗は天なり生命限り盡力候事は元より不珍と奉存候

(西郷は西郷隆盛)

一 此度も西郷なるもの無名之暴發に付天下之方向も幸に不相迷候得共

今日之時弊を論し順々施方略候時は中々容易に無之弟平生不堪萬憂ものは兼而御承知被下候通抑御一新と申候もの手づま之如く甘く相調候に付行政之官員ども少しも人世之艱苦を不嘗只々其手づまの如きところ而已相真似容易一筆頭を以人民之生活慣習數百年に涉り候ものを破却し功名之一方に而已注目候弊は難盡筆頭次第に天下之人心不樂心を含畜候事は御了察之通に可有之と存申候乍去今日未我

天皇陛下之御威徳を以且々駕御相成居候へ共終に今後此弊不相止ときは十餘年後之騷亂は可思見次第と深く憂慮仕候弟も兎角政府之都合而已に引込まれどふぞ微意も相貫き人民之加勢いたし協和之方向に誘ひ度とあたまを不覺出し候るは却る衆論に敗軍毫も政府之爲にも不相成人民之爲には尙更不相成と後悔候事も不少候今日之場合におゐては元より白骨に至り候までも決る辭し候心事は無御坐爲蒼生片時も速に鎮壓之爲め乍不及必至盡力候得共一段落幸に如望相達候は、弟之意想は弟丈けに相盡

し度と時々不得止感慨を生じ申候

一 東京之近況は如何に御坐候哉御序に御漏御願仕候定而御多務に而御暇も有之間敷候得共傳承候へは御めて度由に付夜間御暇之節に而も新聞珍話御漏可被下候市中は大に寥々なる事歟と想察仕候乍去好時節は多少賑ひ可申候兒玉之家一條は承知仕候取紛御答も不申上候兒玉之家どころ之事に而は無之弟之新築も願省之念更に無御坐只々氣にかゝり候ものは人に關係候事へ半途の事をいたし置候事ばかりに御坐候

先は只今得少閑候間一書相呈申候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

四月九日

孝 允

潮坪老臺

御内披

(潮坪は尖戸磯)

(三浦は三浦梧樓)

三浦少將之軍殊更に法令嚴明戦上も始終よろしき由評判承り大悦いた

し申候

一〇一 山尾庸三宛書翰

明治十年四月九日

(三浦少輔は陸軍少輔三浦梧樓)

亂筆御推覽可被下候三浦少輔出先之評判至るよろしく實に爲同人賀過る二日之朶雲相達拜見仕候先以御清安奉賀候さて留守中は不容易蒙御し申候

高意實に鳴謝難盡候九州も案外に長引夜白心配而已に打過申候此間又種々之事を醸成候時は良民之疾苦不一形隨而全國之損失いかばかり歟と爲前途不堪杞憂候初發より心算齟齬之事も不少候に付於于此は不祥之一方に向ひ用意有之候事實に肝要と頻に氣をのみもみ申候

一 川邊なるものゝ事誠に以不數度御厄害を掛け何とも恐縮仕且御配慮に而大に難有奉存候笠原半九郎なるもの仲人に而世話いたし弟引受け候都合に御坐候間笠原へ一應差返し笠原は又水戸人之保證人有之申候間其

(川邊は川邊元定)
(笠原半九郎は笠原昌吉)

方へ渡し方いたし候方可然と奉存候決る今後同人登樓之尻のごひは出来
不申御面倒中之御面倒甚奉恐入候得共御家来よりにあも笠原方此段得
と御通示御願仕度候
先は御禮也御願也一書相呈申候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首
四月九日

孝 允

(庸三は山
尾庸三)

庸三 老兄

御内答

一〇二 横村正直宛書翰

明治十年四月十日

亂筆御推覽可被下候實に過日は屢御妨仕甚御氣の毒に奉存候
爾後御清適奉賀候さては于今南方之確報も無之小戦争は有之候とも未連
絡如何之目的は一向不相立候長引候内之損失實に不容易不祥一方之覺悟

とは乍申頻に一段落之進軍而已希望仕候

一 書記官旅宿之儀御尊御坐候に付愚説御嘶申候處格別困却候事に御坐
候はゞ相應之處轉宿いたし候外有之間敷可然御配意御願申候

一 別符乍御手数數御届けさせ御願仕候

一 三浦久太郎も昨日紀州より又々出坂い細三條殿御承知に而久太郎申
出之通に相運候都合に御坐候

一 昨今戦地より之電報巨細可申來と相考へ候得共是亦一向不相分候先
は爲其草々頓首

四月十日

孝 允

(龍山は横
村正直)

龍山 老兄

御内々

一〇三 伊達宗城宛書翰

明治十年四月十二日

謹呈昨日は御尊書御投示奉拜誦候先以御清雅被爲居奉大賀候さては九州
 戰地に關涉候書類御廻仕候様兼る相窺居候處兎角
 諸氏へ轉々候る相纏り兼其上當節是こそと申ほどの書類も無御座別番丈
 備高覽申候逐々御承知も可被爲在木留植木口之方は中々六つヶ敷尤宇土
 口之方餘程進撃いつも七八分之勝過利城中よりも過る八日に一大隊突出
 綠川々上を徒渡いたし宇土口之官軍に相合し申候彼是五旬之籠城に付何
 分此七八日内に連絡不仕候は所詮孤守も無覺束と夜白其而已煩念仕候
 連絡仕候へは先一大段落相着賊勢は隨る縮蹙候は必然と愚考仕候此七八
 日間之處今日之一機關と奉存候先は爲其恐々頓首拜復

四月十二日夜

孝 允

(伊達は伊達宗城)

伊 達 公

内報呈

一〇四 檳村正直宛書翰

明治十年四月十五日

亂筆御推覽是願候

一 昨夜中朶雲相達拜見仕候先以御清適奉賀候過日は御面倒之儀御願申毎
 々御氣毒に奉存候イ藤も其節下坂來訪いたし吳申候リヨーマチス今以平
 癒不致には甚困却仕候

(イ藤は伊藤博文)

一 鐵道建築願案御多事早々御認態々御投與奉謝候一應山口人へ大體相
 計り度ものと存申候

一 櫛堂一條兎角御面會仕候節は打忘れ及遷延申候則別番相認見候間不
 苦候は、御渡可被下候金之處御繰替相成候は、御願仕候尤御都合次第い
 か様にあもよろしく御坐候間無御遠慮御示可被下候

一 戰地之事も最初より吉報而已に御坐候得其實に實地之はかどらざる

木戸孝允文書卷十八 (明治十年四月)

四百三

には困却仕候過る八日城中一大隊之突出候は頼に御承知に可有之此確報
に而は廿日まで之糧食外無御坐隨分切迫之時情と相察申候十二日山田顯
義川尻河を渡り候報有之候得共其後之處不相分昨日熊本邊に大に砲聲相
聞へ候と申電報植木之方より山田之軍連絡相達候哉一左右頻に相待申候
城中は五六日丈け之事と存込申候

(三浦久太
郎は三浦
安)

一 三浦久太郎にも其後面會不致紀州之方も格別不面白評判御坐候島津
珍彦も滯京候由

一 御所藏陳曼生印材に付拙毫云々些赤面仕候得ども不願鐵面皮御示に
したがひ可申候暫御猶餘御願仕候

(福地は福
地源一郎)

一 福地一條誠に御申譯無之實は昨早朝神戸に罷越其節は福地不在四時
之汽車に而歸坂候處福地も好船便之事急に承知いたし俄に九州へ下向途
中に而鳥渡立談いたし候へ共つひ々々印鑑之事打忘れ申候自然宮内之方
へ御不都合に候は、小生よりいか様とも相斷り可申候先は御答旁如此に

御坐候草々頓首

四月十五日

尙々櫟堂之姓名一向相弁し不申候間此儘差出申候間可然奉願候
別符二通も御序に御家來より御届させ御願申候以上

松 菊

(龍山は横
村正直)

龍山老兄

御内披

一〇五 長三洲宛書翰

明治十年四月十五日

爾後御平安大賀々々頃日御送與之御一符は慎に落手いたし申候
○九州も今以はかどり不申過る八日城中より突出せし一隊之確報に候得
は廿日まで之食糧外無之山田顯義十二日に川尻河を渡り昨日城下近邊に
砲聲烈敷よし之電報有之候に付山田軍連絡を相達候へは無此上六旬之精

神は只此一城にそゝき候事に付五六日間之處尤懸念いたし申候寢間も是而已思ひ出し申候

○過る六日立に而八代口より歸りしもの有之申候賊勢も餘程縮蹙候由然し決局に至らされは安心は出來不申候草々頓首

四月十五日

松 菊

(三洲は長
芝)

三州 老兄

御内々

一〇六 内海忠勝宛書翰

明治十年四月十六日

過刻は態々御誘引被成下別而難有奉存候さては甚隨意之儀御願申何とも恐入候得共昨夜拜見候臂もたす數日拜借相叶候へは誠に仕合申候乍去老兄も此節御痛所之事に付御入用を御欠き被下候は却而不相安もしも御

不用ならば相願候儀に付毛ほども無御容赦御示可被下候先は爲其草々頓首

四月十六日

木 戸

(内海は内
海忠勝)

内海 老兄

御直

一〇七 伊藤博文宛書翰

明治十年四月十八日

過刻參上候處御外出に付引取申候則只今より上京候に付大久へも御序に御傳御願仕候別封はいづれより歎參り居申候よろしく御頼仕候とふ歎不日隈も着候由御入用もの歎と相考へ申候草々頓首

四月十八日

木 戸

(大久は大
久保利通)

(伊藤は伊藤博文)

伊藤様

一〇八 尾崎三良宛書翰

明治十年四月十八日

(條公は三實條美)

過日は御來光奉謝候昨日條公より御書狀を玉わり候處どふも不快はか々々敷無御坐漸今日上京候様之仕合に御坐候過刻鳥渡御尋爲申候所御留守之由一書差出し置候

(大久保は大久保利通)

一浪華より引揚げ候都合に相成候は、此際に大臣公之體裁確乎いたし候様希望仕候先達之頃大久保之政官など、勝手にさゝやき候ものも有之必竟

朝廷歎息之至に御坐候然し其勢之ときは人之あたまは不顧他候に付甚以六つヶ敷ものごと混雜紛亂之時條理之相立候事後來之龜鑑に於則大に太平之爲に相成申候

一熊本連絡に於一先は安心なれとも決るこゝにて油斷候はは大變なり又

人民之疾苦も此上いかばかり歎と深く痛心仕候今日條公へ謁し候處幸此處にも御懸慮有之難有奉存候事に御坐候日向之事などは廿日も前よりやケ間敷申候得共一向徹底不致どふぞ皆々上京候は、嚴重御沙汰有之度奉存候爲蒼生冥々に於御盡力肝要なり
一一段落相着き候付は弟もどふぞ冥々連にはいり度今日も願置申候尙其中拜青縷々御話可仕候草々頓首

四月十八日

孝

(三は尾崎三良)

三 老兄

内密御直

一〇九 尾崎三良宛書翰

明治十年四月十九日

過刻御手紙御投與被成下候處折柄不在に於御答も不申上失敬之段御容赦

木戸孝元文書卷十八 (明治十年四月)

四百九

奉願候今晚は土手町毛利之方へ同居仕候間自然御閑暇に御座候は、御光
來御待仕候尤明朝に亦も不苦御都合次第參上候亦もよろしく今夕も出懸
け候處兎角客來に亦困却罷在申先は御答まで草々頓首

四月十九日

孝拜復

(三は尾崎
三良)

三 兄

一〇 内海忠勝宛書翰

明治十年四月廿二日

(高橋某は
齒科醫)

爾後先以御清適奉賀候さて滞坂中は色々御世話に相成奉謝候弟も今以ぶ
ら々々全快と申場合に到り不申候何卒高橋へ御面會御坐候は、可然奉願
候其中氣もうき候は、鳥渡下坂仕度と相考へ申候如薩は却亦張合に相成
居候へ共不言不語以城亦餓果候事は四十年來無之事に付五臟八腑之内少
々は損しも甚に事歟と存申候爲其春光も不面白候草々頓首

四月廿二日

孝 允

(忠勝は内
海忠勝)

忠勝 老兄

御内々

一一 大洲鐵然宛書翰

明治十年四月廿三日

岩邨旅宿は木屋町柏亭に御坐候近日出立いたし申候
先以御清安大賀々々さては鹿兒島縣令岩邨高俊御面談いたし度儀御坐候
由千萬乍御苦勞同人旅宿へ今日御尋被下度爲其不取敢如此に候草々頓首

四月廿三日

孝 允

(鐵然は大
洲鐵然)

鐵然 上人

御直

(山田は山田顯義)

一一二 有地品之允宛書翰

明治十年四月廿四日

先亂筆御免過日御書中にも御坐候通山田も初發より之志願に候所大に都合よろしく重疊事御坐候以御清剛奉賀候引つゝ、き御心配に奉察申候過日は朶雲御送與一々相達申候初發來一大艱難に煩念罷在候處終に今日之運ひに至り爲國家人民重疊之至に御坐候此上は迅速平定片時も蒼生塗炭を免れ候様祈所に御坐候頃日之電報に於は賊勢日に縮蹙候よし何卒此勢に一掃に至りかすと奉存候先は爲其如此に御坐候時下御自愛申も疎に奉存候草々頓首

四月廿四日

孝 允

(品之允は有地品之允)

品之允兄

御内々

一一三 尾崎三良宛書翰

明治十年四月廿四日

過日は御來光難有奉存候さては御内々御相談仕度儀御坐候今日中に鳥渡

御光來被下候へは大に仕合申候胸痛今以不宜爲其乍失敬御苦勞相願候草々頓首

廿四日

允

(三は尾崎三良)

三 兄

内々御直

一一四 尾崎三良宛書翰

明治十年四月廿四日

過刻一書差出候後一向御様子不相分候處願わくは今晚に於拜青いたし度明日に相成候は事により候と失機候歟と奉存候爲其取急草々頓首

四月廿四日

孝 允

(三良は尾崎三良)

三 良 老 兄

木戸孝允文書卷十八 (明治十年四月)

内密御直

一一五 尾崎三良宛書翰

明治十年四月廿六日

先夜は態々御苦勞に奉存候其後之事昨日イ藤よりちらと承知仕候定御
 都合とは御察申候へ共元來弟之申上候は薩人には一體之御答は相成候末
 と相考依る中原一條等之事は可成丈朝廷に公平に御所分被爲在候儀は
 眞に條公之思食中よりと申合に御内談いたし候處齟齬ともは不仕哉と
 奉存候先は爲其草々頓首

四月廿六日

孝 允

(三郎は尾崎三良)

三郎 老兄

御内々

一一六 品川彌二郎宛書翰

明治十年四月廿七日

過る十七日と十九日之朶雲相届相見仕候彌御壯剛に引つゝき御盡力と遙
 察仕候其起りは實に歴史にも書れぬ位之つまらぬ事にて數萬人死傷敵味方
 リ巨萬の財産を烏有に附し浩歎之至に御座候一席之上に黑白を論し候へ
 は五六人之談判に相濟候事に御座候乍去いづれ摧かねばならぬ一塊は
 兼々御内話申通に付實にこれは行政上の條理を推窮候る終に着手不致る
 は不相處に至り可申と覺悟候事に御座候然時は如此多勢矇昧に陥り候事
 は有之間敷歎誠に至愚之輩は可憐憫事に御座候○弟も此度はどふぞ兼て
 之一念聊相盡し度と種々あせり候得共少も報ひ候丈け之功能も無之恥入
 申候○青木青蛇も志願成就重疊也御想像之度ごとに糟落カし之御功能位は
 可有之弟は夫と引かへリヨーマチヌと相考へ胸痛を押へ居候處此節甚困
 苦鬱々消日仕候○西京も一向相變り候事無之いつもかわらずてよろしき
 は水光山色骨を埋むるには此處之如きは無御座候○東京も甚寂寥之よし

(青木青蛇は青木周藏)

連絡後少しは人氣相直り候と申事に御座候連絡前諸方之人心實に洵々随分危き處に御座候其故弟は不吉之一方に向ひ御用意有之度と頻に建言候事に御座候如何となれば初より随分算用は違ひだらけに御座候何も拜青之期を相樂み居申候近情は林鬢翁より御承知可被下候草々頓首

四月廿七日

臨床中認亂筆高恕

（夢硯樓は杉孫七郎）

尙々夢硯樓も夢硯樓なりにて随分夢硯樓中に面白き夢を不絶見候よし御察し々々其故此節は糟粕は少しも無之との評判也青蛇の書狀は慥に落掌

城 北

（扇洲は品川彌二郎）

扇洲 老兄

御内密

一一七 兒玉少介宛書翰

明治十年四月廿七日

亂筆御推讀可被下候御火中々々

春來再々朶雲御投與一々相逢拜見仕候先以御清適奉賀候先頃九州事件に而夜白取紛其上始終京攝間往來而已多く彼是取紛甚御無沙汰申候九州も先一段落相着其後之様子巨細不相分候得共多分日向へ引取候事と被察申候此上又々長引候而は實に民生之疾苦不容易速に眞平定に至り候事只々希望いたし居申候兵器を携帯し國憲を犯し候に付而は終に不得止如此之境に至り蒼生彼我數萬之死傷爾他財産を烏有に附せしは幾千萬を不知國家之不幸無此上然して此事之元因を推窮すれば殺すと歎殺さぬと歎僅に三五人之私論より生じ一席に集合し曲直を論判するときは忽明白なる事と於道理被相考申候實に歴史上にも難認次第我國之品位於于此も浩歎之至に而前途之悠遠不堪相像候三年前より愚見も有之少々忠告もいたし候得共何分にも御役目好き之人多く被行兼竊に痛心而已いたし其功能無之

は只耻入候仕合也弟も先頃よりリョーマチヌと相考へ推而外勤仕居候處
近日より大胸痛相發し甚衰弱困臥罷在申候昨日より少しこゝろよき歎と
相覺申候間乍延引御答旁一書相呈申候

一 逐々傳承知候へは東京も甚寂寥之由然し老兄之御趣向は至極御繁昌
に承り重疊と奉存候

一 立墩は不相變樂人に而時々徐々と堀出し而已に注意堀出し先生之名
は京攝へ鳴渡り申候其上總一入強壯之様に被相察申候

一 実翁も定而寂莫に消日と相察申候書狀出し不申候間よろしく御傳言
御願仕候山田三浦など此度は於實地評判よろしく由弟も大に相よろこび

申候同人どもは兼而寡言に而無事之時は損をいたし候事不少爲同人而已
ならず歎息いたし候事も有之候處此度之如きは公心之則顯はれ候處と存
申候是ほと相認候處大に草臥申候間閣筆申候草々頓首

四月廿七日晚

(立墩は杉孫七郎)

(実翁は実戸磯)

(山田は山田顯義)

(三浦は三浦梧樓)

尙々立墩雞血石を御世話に而堀出し候由此程御示之雞血石三顆頂戴相
成候事に御座候は、御願申候小素合コソアヒに而御願仕度候呵々

(奎卿は兒玉少介)

奎卿 老兄

内々御直披

孝 允

一一八 伊藤博文宛書翰

明治十年四月上旬

第一 御發疊云々

御内定之事

第二 方向云々熟案

第一

可成丈け壯兵へ加入論勿論事

尤

第二

特命論は於今日際必未可然事

第三

必竟懸念するものは萬一鎮臺落去するときは其前後に右方向に關するもの不容易と過慮事

第四

一大瓦解に至り候時は得武具を携へ爲御警衛馳せ來るものゝ事

此件々は御熟案之上明日御返事有之度天下之一大段落は此十日間に有之候事に右之條件に惡點に向ひ所乞熟案なり

（此書は明治十年四月上旬木戸孝尤が西南暴徒鎮定に關する意見を列記し伊藤博文等に示したるものなり）

一一九 伊藤博文宛書翰

明治十年四月

因州人之處巡査に被仰付候事東京巡査之通り直に戰地へ被差出候へは

（河田は河田景興）

實に都合也可相成は箇様被仰付度奉存候然る時於出先警視中之慥かなる人物三五名も此頭へ御置相成候は、可然河田も其一人に御加へ可然と奉存候

爾他は精々壯兵論之處を切論可致と細慮仕居申候然處因州之處は隨分苦情不少六七分之事を好み候徒は只管不問是非干戈之場へあたまを出し度之一念に物情恟々萬々一土州なりどこなり蜂起候時は忽響應は申までも無之長引候中にはいか様之事を生し候歟も難圖然るに三四分之方向を辨へ居候徒は大にこれを憂へ今日出兵之情願申出御採用有之候時は忽方向を一にし第一彼等を誤らせず屹度爲

朝廷一命を擲たさせ候可入御覽其邊は御請合申候と陸續舊知事の態々出京之上願出今日迄不得志して皆歸國いたし候次第右之都合に付實に困難之場合に且邊境一般之氣方は賊軍之捷報を聞候時は皆揚々得意に相語り恰も先年長州征伐之時之如しと云付るは九州之景況此上遷延候時は

尤無覺束と相考へ申候去とてかゝる際こそ厚く後害も顧み可成丈け定規も不崩様仕度然し又自己城而已を守り今日は今日之景況を想察不仕時は意外之損害

(此書は末尾を聞き宛名署名及び月日明ならず明治十年四月木戸孝允が伊藤博文に贈れるものなるべし)

一二〇 閣僚宛書翰

明治十年四月

一鹿鹿島一種之祿一條に付終に特別之御詮儀と相成申候ものこと如此總而細密之御詮儀と申事に御座候へは至當に奉存候へ共今日迄諸縣之苦情也人民貸借なり鹿鹿島之祿此度特別之御詮儀に至り候ものより餘程道理も力も有之候もの盡く壓制せられ鹿兒島と申候へは獨り細密之御詮儀に涉り候は誠に以爲王政不堪長歎息候鹿兒島之祿之如きも自然金澤歟仙臺歟に御座候へは決而毫も御採用無之は從來之於經驗確信仕候必竟王政之基は公平無私第一に而偏頗之事類に出來候ときは天下舉而叛反人に相成

(西郷は西郷隆盛)

候様立至り候は自然之勢と奉存候此頃承り候へは鹿兒島も不穩よし西郷之説得も承知いたしかぬるなどの風聞も御座候元來鹿兒島の一病もいづれ分理相つき不申而は不相濟之勢元より少しも不足怪然るとて如此鹿兒島縣に限り特殊之御詮儀有之候は尙更御失策之至りに而天下之人民は對し何之御面目を以政府も被爲立候事歟と孝允などは涕泣之外無御座候たとへ東京を孤守いたし候形勢に陥り候とも至公至平を失し候ときは死而瞑目仕兼申候強きに詔ひ弱きを押し候は決而志士仁人之所不忍と奉存候先年來政府上にも自ら此弊出來いたし居候は孝允之竊に慨歎仕候處に御座候云々

(此書は末尾を聞き宛名署名及び月日明ならず明治十年四月木戸孝允が閣僚に示さんとしたるものなり)

一二一 岩倉具視宛書翰

明治十年四月

再拜陳過日も奉言上置候通此度之一條一平定にも至り候は、兼而相窺居

(條公は三條實美)
(伊藤は伊藤博文)

候孝允身上論之處最早御打捨平に奉願上候過日條公伊藤などへも申入置申候只孝允平生政府上にも同視公平之と申處無之是も必竟西隅に關係候事に御座候間たとへいづれに居申候とも此病根は蔓鋤不仕るは不相濟と平生之微志に御座候處此度勝か負けるか遅くとも數句之後には相分り申候間孝允は此上は御打捨奉願候行政上之事は始終説も合し不申政府外に一外患有之候へは時にとり候亦は少々徹底候事も御座候へ共此上は尙更六つヶ敷是は十年來之經驗におゐて確信仕候に付此後は是迄之先生達に着實に御奉公有之候へは先々太平と奉存候孝允之處は幾應にも御憫察を奉願候過日も申上置候へ共尙又言上仕置申候今日後は無用之長物は第一朝廷之御主意にも無御座候拜白

木戸孝允

(岩倉は岩倉具視)

岩倉公閣下

御内展

(岡は岡政一)

一二三 尾崎三良宛書翰

明治十年五月一日

朶雲拜見仕候先以御清安大賀々々小生今以臥床とふもしか々々無御座困却仕候御示の岡之事承知仕候兩三日後に仕度候此段可然御答奉願候どふを御序之節は御立寄可被下御願申候定亦何歟御多事と御察仕候草々頓首
五月一日

孝允

(三良は尾崎三良)

三良老兄

御答

一二三 柏村信宛書翰

明治十年五月一日

朶雲拜見仕候先以 從三位公にも御機嫌克御滯京被爲在奉恐賀候老兄にも引つゝき御配慮之由尤銀行之事も逐々御運之御様子重疊奉存候九州之一條に付不圖長々之

(從三位公は毛利元徳)

御駐輦と相成上下何事も胸算違不少候先九州之方も七分方は縮蹙之姿乍去決る油断は相成不申候

一銀行一條逐々御調も相付候付るは 從三位公御歸京之事承知仕候華族銀行と申候も元來私事に於士族之銀行とて其性質に異なり候道理は無御座候間公然御願立と申事は元より有之間敷次第に於又御願被爲成候も不相濟候間條公へ入々御願仕候への字なりに宮内卿より之御達に於思食に於供奉被免候御都合に相成申候萩城之一條も有之 從三位公にも是非一應は御歸縣之御都合も可然と奉存候得共如右差向候御事も御座候へは一旦御歸京當秋に於も是非御歸縣可然と奉存候實に華族銀行相纏り候へは華族後來之幸福無此上然るに華族中にも不知自營初發ぐづ々々偏見主張之ものも不少候處今日之御都合に於は定る徹底候事と重疊に奉存候

(條公は三條實美)
(宮内卿は德大寺實則)

先は御答旁如此に御坐候尙御自愛第一に奉存候草々頓首

五月一日

尙々弟も一月已來病氣も少々御座候處押出勤仕居候内十日前頃より大胸痛相發一時は丸に絶食甚困迫仕候少々折合今日は余程苦痛之少きも覺へ申候臥床中亂筆御推覽是願候以上

孝 允

(信は柏村信)

信 老兄

御内答

一二四 山尾庸三宛書翰

明治十年五月一日

先日は態々御手昏御投與難有奉存候彌御清安御揃之由大賀此事に御坐候弟も一月頃より甚不氣分に於痛所も御坐候へどもリョーマチス位に相考へ押外勤仕候處段々胸痛増長此節は此痛みは余程緩み候得共此度はいかなる事歟食事相すゝます近頃之疲勞に於終に十日前より打臥申候今日

當り少しはこゝろよき歟と相考へ申候節角御懇切に松之事も被仰下候得共不遠歸京仕候事に至り候歟とも相考へ申候間往來騒動にも御坐候間先見合せ候様に御願仕候先は御答旁乍延引相呈申候草々頓首

五月一日

孝 允

庸三 老兄

御直披

(庸三は山尾庸三)

一二五 吉富簡一宛書翰

明治十年五月四日

亂筆御推讀々々病因も吞込々々こらへ居候積りと相見へ醫者もやケ間敷申居候御火中々々

爾後御清安珍重々々逐々御投書被下候に付九州一段落候得は緩々御答可致と相考へ候内九州も意外に艱難内情種々之危き事も御座候得共天幸に

して連絡も相つき賊勢も大に縮蹙最早格別も有之間敷國憲を犯し候より終に双方二萬餘之死傷幾千萬歟之財産を烏有に附し實に蒼生之疾苦不容易其起りを押せは三五人之私怨に生じ一席上にゐは是非曲直は分り候晰也實に無限馬鹿々々敷事にゐ明治之歴史にも如此恥外聞之事は有之間敷日本人民中上等之人とても如此事出来候は不堪浩歎候弟も一月已來不氣分を一生懸命に押ゐ外勤少々はリョーマチス歟何歟と侮り候處先月廿日より臥蓐大胸痛相發絶食同様此度ほと頓に衰弱候事無御座此三五日少し折合申候右體故何も巨細相認候事出来不申積る御答も延引故一筆床上にゐ病間に相認御左右申候草々頓首

五月四日

尙々過日鳥山手紙差越申候御序に御一言可然御頼申候以上

允

樂水 兄

(樂水は吉富簡一)

御内々

一二六 山尾庸三宛書翰 明治十年五月

(前文缺)
 巡査は感心に戦地にても拔羣に働き候も尤強きよし肥後城中にても
 巡査五百名と申ものは拔羣に相働候よし治亂とも近來巡査ほど勤勞候も
 の無之實に感じ入候尤他縣之巡査は東京之巡査之如くは決り強くは無御
 坐候何卒新聞に相賞し度ものに御坐候
 二三日格別戦争も無之田原坂は随分官軍も苦戦いたし候處なり百名三手
 分れ候も切込候處は田原坂邊之臺場ならん鹿兒島は平定先達より頻り
 に論すれども後撃之事不被行漸く鹿兒島へ参り候兵へ兵數を増し八代邊
 より上陸背後を突撃候に決し候

御内々

(此書は宛名署名及び月日を闕く明治十年五月
 月木戸孝允が山尾庸三に贈れるものなり)

追加

(一) 書帖、三通、

(二) 斷片、五通、

(木戸孝允書帖の斷片ありて戸木侯爵家に保存せられたるも月日及び
 宛名とも明ならざるもの多し其中五通を次に收めて参考となす)

一 伊藤博文宛書翰 明治六年十月三日

爾後彌御清安幸賀此事に御座候過日來度々御來光奉謝候兎角病氣もしか
 々々無之困却いたし候于時一昨日三岩二大臣來訪勉病數時間談話何事も
 吐露一度舊物を一掃し是非大久保を御すゝめ有度其上にて措置之御都合
 も可有之と談し置申候決答も無之故徹不徹折角如何哉と存居申候其後何

(三岩は三
 條實美岩倉
 具視)
 (大久保は
 大久保利
 通)

木戸孝允文書卷十八「追加」(明治六年十月)

歟御承知相成候哉任序御尋御見可被下候頓首

孝 允

(芳梅は伊藤博文)

芳 梅 兄

御直披

二 田中不二麿宛書翰

明治九年四月廿五日

(西郷は西郷從道)

昨日は御邪魔申上候明日には必御發途と奉存候別符は西郷之知己モ、太郎と申ものより相托し候に付少しも知らぬ御顔に西郷へ御とゞけ奉願候モ、太郎と申ものは西郷之知己に新橋の藝妓なり西郷も世間にはたれもしらぬとさつまこゝろに存居可申と相察申候昨夜不圖相會し山をかけ候處何も白狀終に別符相托し申候御一笑々々

(福澤は福澤諭吉)

○福澤が一時之差略にも有之候歟過日或家に至りデスポチツクを賞揚いたし或家には眞にデスポチツク無之は不相成事と益デスポチツク之説

はかたまりし由是等は學者之大罪なり何も正直に忠告候事こそ第一と弟等之輩は存詰申候先は爲其草々頓首

四月廿五日曉

尙々御旅中別御用心第一々に奉存候

孝 允

不二麿老兄

御内々

(不二麿は田中不二麿)

三 周布政之助宛書翰案

文久三年二月

彌御壯榮奉賀候弟今日横濱より罷歸り申候品川に水人上京致候もの三十人ほども出合申候是は先年薩へ罷越候面々に御座候老兄へ御目にかゝり候外致し度候得共右之もの品川に待合せ居申候間今朝麻邸へ罷越候亦直に品川まで罷越申候老兄御去留論も先日已來得と愚考仕見候處

木戸孝允文書卷十八「追加」(文久三年二月)

四百三十三

始より老兄之御説之處も弟御同意致し居候通に御座候實に急速御上京に相成候とも強而是こそと申益も有之間敷歟と存込候處此度公書を賜られ候に就而はもとより其なりに被成置候儀は無之御様子に先日より相窺居候處必竟往々國家之爲に盡され候義肝要に付何之見込もなく輕易上京も無益にはおち申間敷哉(以下閣筆)

(此の書は木戸孝元が文久三年二月周布政之助に贈らんとしたるものなるべし)

四 同志宛書翰案

文久三年六月

拜啓爾後彌御壯榮奉大賀候二に弟且々消光乍憚御放慮奉願候さて逐々傳承仕候處にては天下之光景日々變遷乍去元來
叡慮幕意齟齬仕候より内地之形勢旦夕に相迫り不容易奇變及數度志士仁人痛哭血泣致し居候折柄忝くも二百年來之廢典被爲起當春
大樹公御上

洛之御盛業終に

玉座御前におゐて積年之

叡慮御遵奉之段御直に被仰上普く天下へ御布告有之

公武御合一之廉顯然相立誠に感泣之至に奉存候於于此天下一致敵愾之氣

相生じ訖度

幕威も相立

神州之御爲恐喜無限事と奉存候處豈計

大樹公御歸府之上議論雜出速に

思食も不被爲届御様子遙に奉窺候得は正義御確守は只

大樹公と僅に兩三之有志のみ之由實に奉恐懼候次第御坐候弟儀は御同様

夏中滯京仕候處(以下閣筆)

(此の書は木戸孝元が文久三年六月同志のものに贈らんとせしものなるべし)

五 長藩要路宛書翰

慶應三年九月

(前文缺)
私事も昨夜漸歸着仕候申上度儀も數々御座候得共難盡禿筆候間拜青之上可申上候行懸けより始終不快に而今以平癒不仕甚難澁罷居申候英夷暗殺一條に付種々議論も有之未土州之關係相片付不申右に付不日幕船小倉馬關之間へ入來致し候歟も難計い曲野邨右仲へも申越置度相片付次第東行慕參仕早々歸鴻可仕と奉存候(以下閣筆)

(野邨右仲は野村素介)
(東行は高杉晋作)

(此の書は木戸孝九が慶應三年九月長藩要路のものに贈りしものなるべし)

六 建言書案

明治元年八月

一去る七月中に英兩替屋より横濱運上所を質入致し洋銀五十萬弗を借用し横須賀製鐵所之既に佛蘭西之手に落とすとすを挽回落掌相成候然る處右五十萬弗を返濟する之道今日より其策不相定候ては迎も他日其期に臨み甚難澁可致は案中に候間甚以心痛仕候に付此儀は急速評議奉願候事

一金札は御施用向急速御取極相成外國之刺譏を不受様奉祈上候勿論極印打方之儀は種々異説も有之候得とも右は會計官におひて別段打直し商法局に御委任相成度奉存候京坂に蔓延したる金札際限も無御座候に付急速御さし留被成當府にて極印打直し天下之疲弊を御補助相成度候尤五分之金札を以十分之疲弊を補はんとする事固より水之泡に候間京坂之損失は政府之國債と相定年々賦割を以御下げ渡相成無引替之金札は一切御制禁相成候然る時は右之金札も外國人に取引致し妨なかるへし國債も此金札にて拂出し候て差支無之候間篤と評議を被爲盡他日遺算無之様相成度候事

一金札を以正金に引替ざる之仕法三岡參與之論は臨時非常之節はさも可有之候得ども即今奥羽越諸賊平治之功相立候上は右之例にあらず臨時非常之例を以即今平定之人情に宛て行んとする時は兎角内外紛雜相生し決して永續する之目標立難し依之京坂之衰弱東國之衰弱を救助するは政府よ

(三岡は三岡八郎にて由利公正なり)

り之を補助すへし右之衰弱は則政府之國債なり

一正金五拾萬兩を以金札百五十萬兩之働きをなす事妨碍なし三分の一なり
一金銀座を以商法局と合併し銀座の關係する役人は三等官江藤新平に御委任相成日々改正して一日何萬兩之金を作り眞偽判然分折分して疑なき之貨幣となし以て此國體を正しくすへし此法即今より永續するの良策なり
右之金銀局は則商法司と合併して金札引替所と一般同視人民此二局に就て金札を引替る事穩當なりとす

(後藤は後藤象二郎)

一會計掛り之參與職より御委任相成度既に京坂に於ては三岡參與と後藤參與兩人會計之御委任と承及申候東國に於ては三四人も御委任不相成候は不相叶當今天下之大會計を立つる其人恐くは參與を除いて佗に其人を得がたし篤と御評決奉祈上候

一此節御用途金夥敷是非會計之御基本確立不致候は即今實用相辨し不申危窮切迫にのみ立到り可申に付何分斷然御確定相成度奉存候尤東京府

部内之人民は當六月以來會計之爲めに多分之金納いたし此節は必死と難澁申立候折から又々再三再金策いたし貳拾萬兩余も上納申付既に術策盡き果候付諸株問屋上納金酒稅前納糸稅前納圍糶米賣拂方色々手を盡し追日三萬兩五萬兩づゝ繰出し當座之凌きを付置候得共逆も急速相運兼候處より至極の窮策にまかせ古券地代前納申付候處市中貧窮之者一同嘆苦情訴申出諸役人の宅に到り哀訴いたし候付終に斷然相やめ方申付候乍然奥羽平定不致間は兵士軍陣に苦み衣食不給に付聚斂之道不相立候は金策の致方更に無御座不得止次第に御座候しかし一時之沸騰は斷然御施行不相成候は非常之策節送金平穩節送金は出來不申乍然奥羽平定さへすれば一時之沸騰は暫時に静り可申則良全之道に御座候一時之沸騰を恐れて萬全の策を廢し愁訴を聞て其掛りの役人を疑ふ時は斷然と盡力する人を失ふに到るべきなり故に官員之中傍ら人の長短を誹議するの人あらば席上の空論を説かず其身自から奪發し東京府を委任にして施行し他日内外の刺譏を受

ざる様可致を穩當なりとす敢て傍觀して批判するは全く私怨に屬し逆も
天下和平之功無覺束奉存候

阿州侯は
蜂須賀茂
昭

右勿卒

先日より會計官に多百四拾五萬兩余を市政に差出候様阿州侯より一
度御沙汰相成五拾萬兩は先日書面にて申來れり乍然奥羽入費又は

御東幸入賀即今度差支候節
は不得止聚斂に及びしなり

(此の書は木戸孝允が明治元年八月政
府に呈出せんとしたるものなるべし)

七 閣僚宛書翰案

明治五年六月

拜啓兎角取紛御一別後不呈一書御疎濶に打過懶惰之罪御容赦是願候先以
至尊御機嫌克被爲在御座御互に恐悅無限奉存候將又 各位御壯榮に御勵
精大賀至極に奉存候且使節一行も且々無異不圖當國へ長留仕候處彌不日
渡歐之運に至り申候大略先便公書を以申上候通百余日間之應接等も一稍
時間に水泡に屬し申候必竟其始之思慮十分ならざるより如此之都合にも
立至り今更赧顔之仕合恐入申候さて一通り當國之景況視察仕候處に而も

全國內之勢普請最中とも申有様に而今日之處を以百年之後を相察し候と
きは第一之強大を成し可申と奉存候尤今日之元因一朝一夕之事にも無之
(以下閣筆)

(此の書は木戸孝允が明治五年六月
閣僚に贈らんとしたるものなり)

木戸孝允文書卷十八「追加」(明治五年六月)

昭和六年二月二十日印刷
昭和六年二月廿五日發行

木戸孝允文書第七
非賣品

木戸公傳記編纂所藏版

木戸公傳記編纂所代表者

編纂者 妻木忠太

東京市四谷區新堀江町三番地

日本史籍協會代表者

發行兼印刷者 早川良吉

不許
複製

64
254

終